

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)<u>第27条</u>に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(<u>同省令第27条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(<u>同条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)<u>第28条</u>に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(<u>同令第31条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(<u>同令第33条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 (略)</p>

～略～

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

～略～

～略～

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

～略～

附 則

この条例は、公布の日から施行する。